

クリアモール・
八幡通り周辺地区

都市景観通信

この通信では、「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観協議会」の内容を地域の皆様にご紹介します。

第4回 都市景観協議会の内容をご紹介します

平成21年2月19日に、第4回「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観協議会」を開催しました。

会では、市で検討中の「川越市景観計画」についての報告と隣接する「中央通り沿線のまちづくり計画」についての議論がありました。



1 「川越市景観計画」の検討についての報告がありました

川越市は、全国に先駆けて自主条例である都市景観条例^{*1}を、平成元年に施行しました。平成18年10月には、地域の皆様のご協力のもとクリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域を指定。平成19年1月より運用を開始しています。

クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域は、法的な対抗力が乏しい指導・助言という緩やかな手法の誘導型基準ながら、地域との事前協議を規定するなど、基準の運用の検証を協議会の委員の皆様と協働で行う事で、魅力ある景観形成によるまちづくりを、進めています。

現在、川越市は、平成16年に制定された景観法^{*2}に基づき、良好な景観の形成に関する方針や、行為の制限に関する事項など示した「川越市景観計画」の策定に向け検討を進めています。平成21年度は、景観計画における本地区の位置づけや、内容についての検討にご協力ください。

※1 都市景観条例

「川越市都市景観条例」は、都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、川越の優れた都市景観の保全及び創造を図り、もって魅力あふれる快適な都市の実現に寄与することを目的として、平成元年に施行されました。



※2 景観法

景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。(平成17年6月1日施行)

2 「中央通り周辺のまちづくり計画」について

中央通り周辺では、今後「中央通り沿道街区土地
区画整理事業」により車道や歩道の幅が広がったり、
道路の西側の建物の建替えが行われる予定です。

地域では、これを契機に町並みづくりを進めるた
め、平成20年7月から紳士協定である「中央通り
まちづくりルール」を運用していますが、より担保
力を高めるため、「クリアモール・八幡通り周辺地
区都市景観形成地域」の一部となることを検討して
います。



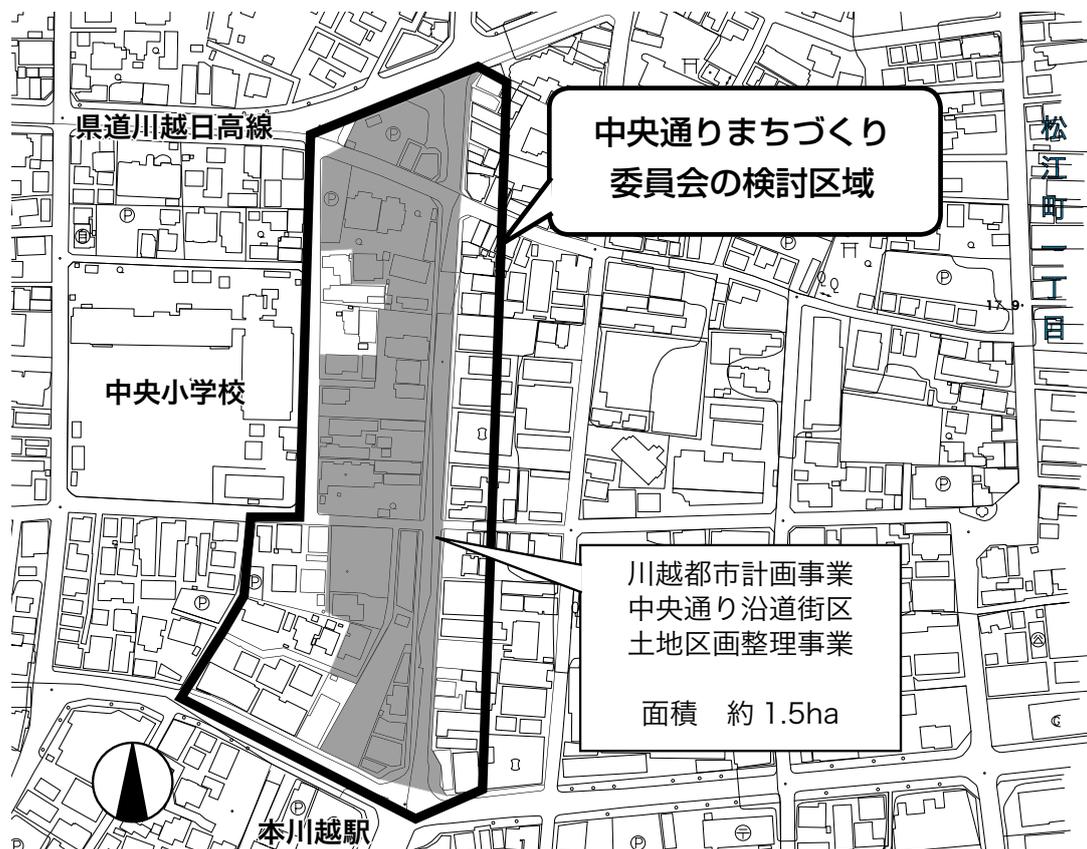
■ これまでの経緯

平成19年5月 第1回「中央通りまちづくり委員会」の開催
(平成21年2月26日現在まで、19回開催)

平成20年7月 中央通りまちづくりルール（紳士協定）運用開始

↓
都市景観形成地域指定の検討

平成20年12月 都市景観条例の活用に関する地域住民との意見交換会の開催

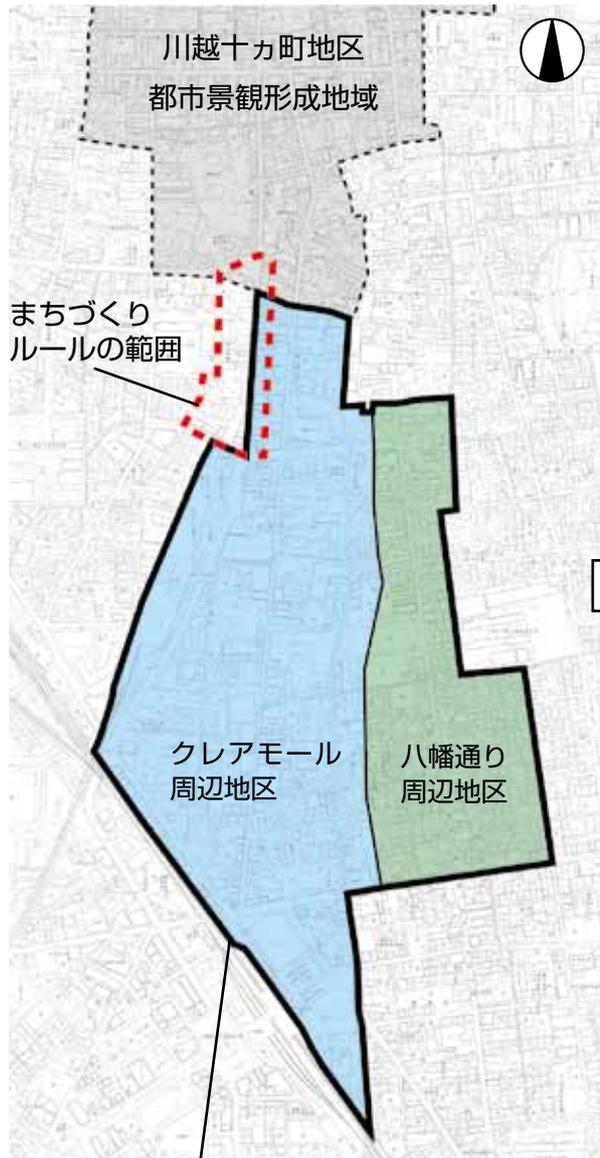


■ 中央通り周辺地区の指定に向けた案

クリアモール・八幡通り周辺地区に新たに「中央通り周辺地区」を加え、「(仮称)クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」とすることを検討しています。

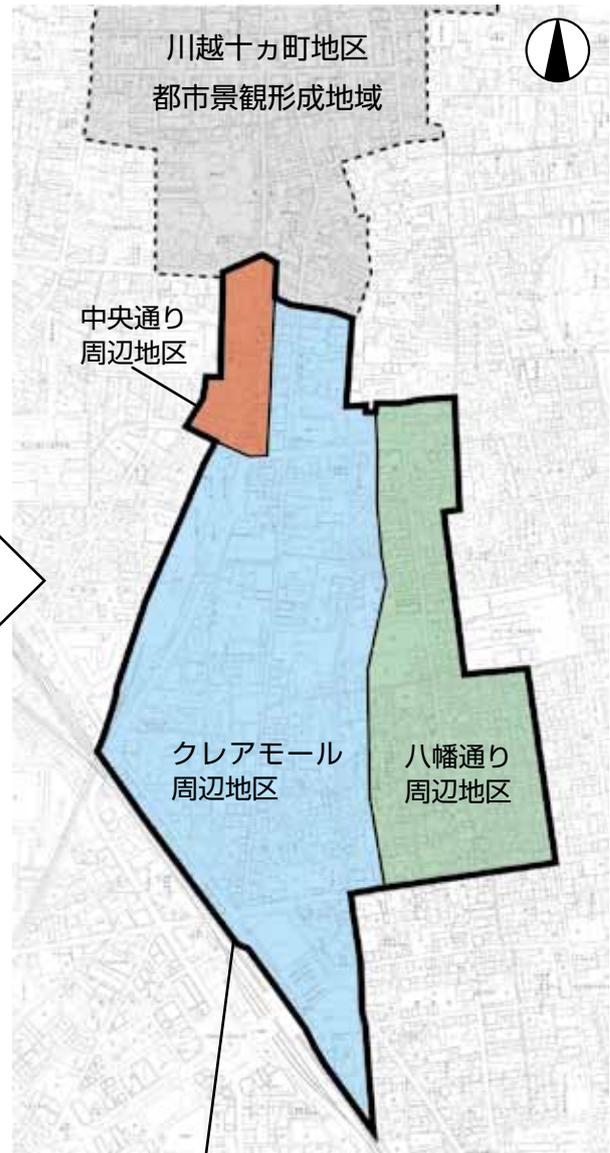
中央通り周辺地区には、まちづくりルールを基に地域景観形成基準(一部、既存2地区と共通)を設ける予定です。

<現況>



クリアモール・八幡通り周辺地区
都市景観形成地域

<地域指定の案>



(仮称) クリアモール・八幡通り・
中央通り周辺地区
都市景観形成地域

届出状況のご報告（平成20年4月～平成21年2月）

都市景観形成地区内において、建物の新築・増築などを行う場合は、川越市への届出^{※1}が必要です（通常の管理行為、軽易な行為を除く）。市では、届出の内容が都市景観形成地域の基準（まちづくりのルール）に適しているかどうかのチェックを行っています。

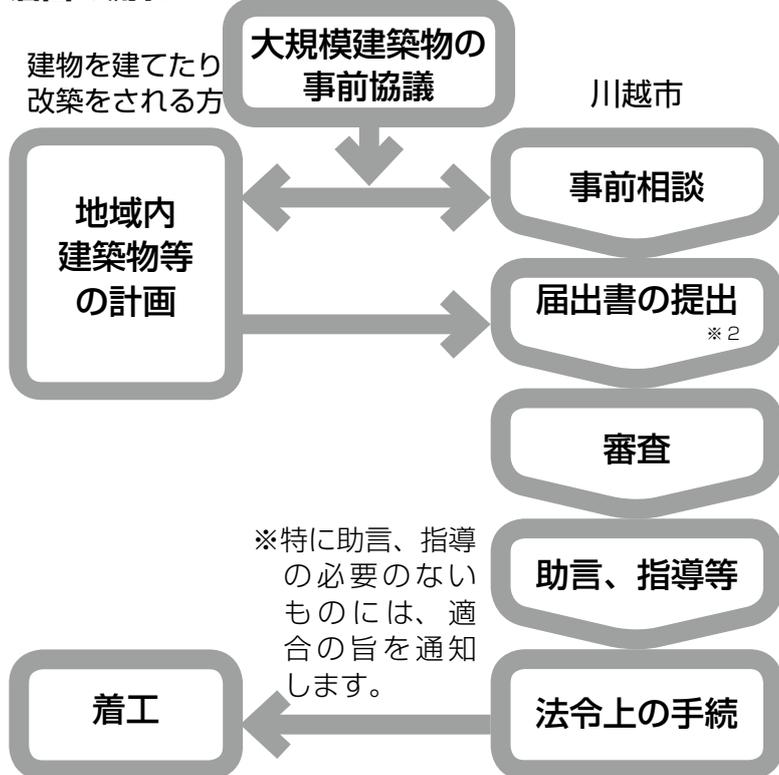
「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」内において、平成20年4月から平成21年2月までの届出状況は、専用住宅が8件、共同住宅が3件、店舗が5件、その他が3件の合計19件でした。



届出状況

用途	届出件数
専用住宅（店舗併用住宅を含む）	8件
共同住宅	3件
店舗	5件
その他（アンテナ）	3件
合計	19件

届出の流れ



※1 届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ1.2mを超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

※2 届出の図書

届出の際は以下の図書が必要です。

- ・都市景観形成地域内における行為の届出書
- ・添付図書
 - 付近見取図、配置図、各階平面図、各面の立面図、断面図、外構平面図、現況カラー写真、完成予想図 等

問い合わせ先： 川越市 都市計画部 都市景観課

049-224-8811（内線3271）